第６節　売掛金債権を被担保債権とする所有権留保、先取特権（但し原更生計画に基づき担保権は消滅）に係る更生担保権

債権者数　３名
確定債権　３件　111,613,145円
別表６－６
第２回弁済後の残額　３件　102,684,093円
別表６－６

別表６－６記載の売掛金債権を被担保債権とする所有権留保、先取特権に係る更生担保権は、同表記載のとおり、原更生計画に基づく第２回弁済後の残金のうち同表中「変更計画に基づく新規債権免除額」欄各記載額の部分につき免除を受け、免除後の残金全額を変更更生計画認可決定の確定日から１ヶ月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。

第７節　優先的更生債権の権利の変更と弁済方法

裁判所の許可により優先的更生債権（公租公課・労働債権）については原更生計画認可前に弁済済みである。

第８節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法確定債権

総件数　207件　4,528,006,257円
別表７－１

債権者数　207名
原更生計画に基づく一部免除後の残金
207件　830,830,860円
別表７－１
第２回弁済後の残額
総件数　89件　703,354,652円
別表７－１、７－２

別表７－２の一般更生債権は、同表記載のとおり、原更生計画に基づく第２回弁済後の残金のうち同表中「変更計画に基づく新規債権免除額」欄各記載額の部分につき免除を受け、免除後の残金全額を変更更生計画認可決定の確定日から１ヶ月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。

第９節　弁済・納付に関するその他の事項

１　弁済の場所等

変更更生計画による弁済は、更生会社の本店において行う。ただし、更生担保権者または更生債権者が金融機関口座を指定しその口座への振り込みを求めた場合は、更生会社の送金手数料負担において、債権者の指定する口座に振り込む方法で支払う。

弁済日が、銀行等金融機関の非営業日である場合は、直前の営業日に弁済を行う。

２　放棄・取下げの取扱い

平成25年10月21日以降変更更生計画認可決定の日までに更生担保権または更生債権の一部の放棄・取下げがあったときは、放棄・取下後の債権額に基づいて本章の基準を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

３　譲受債権について

⑴　債権者からの届出債権について平成25年10月21日以後に、債権譲渡（相続その他の包括承継も含む。以下同様とする）がなされた場合は、債権譲渡がなかったものとしてこれらの届出に係る確定更生担保権額または確定更生債権額を合算したうえで本章に当てはめて弁済額を算出し、得られた弁済額を債権譲渡後の譲渡債権の割合で按分して弁済するものとする。

⑵　平成25年10月21日以後に、更生担保権または更生債権の債権譲渡がなされた場合に、当該債権の譲受債権者が債権譲渡の前から有する債権については、譲受債権とは別に、本章より弁済額を算出する。

４　端数の処理

本章記載の更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出に当たっては、１円未満の端数は四捨五入する。

第４章　未確定更生担保権等に関する措置

本件では、未確定の更生担保権及び一般更生債権は存在しない。

第５章　担保権等の措置

第１節　担保権等の処理

１　存続する担保権

変更更生計画案に基づき存続する担保権はない。

２　消滅する担保権

⑴　工場財団及び不動産を目的物とする担保権

ア　別表９記載の工場財団及び不動産を目的物とする担保権は、その担保権に対する別表６－１「変更計画に基づく新規債権免除額」欄各記載額の部分につき免除後の更生担保権の弁済が完了したときに消滅する。

イ　アの場合、担保権者は速やかに当該担保権の抹消登記手続をするものとし、管財人から要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。

⑵　７号200トンジブクレーンを目的物とする担保権

ア　別表９記載の７号200トンジブクレーンを目的物とする担保権は、その担保権に対する別表６－２「変更計画に基づく新規債権免除額」欄各記載額の部分につき免除後の担保権の弁済が完了したときに消滅する。

イ　アの場合、担保権者は速やかに当該担保権の抹消登記手続をするものとし、管財人から要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。

⑶　動産譲渡担保権

ア　別表９記載の動産譲渡担保権は、その担保権に対する別表６－３「変更計画に基づく新規債権免除額」欄記載額の部分につき免除後の更生担保権の弁済が完了したときに消滅する。

イ　アの場合、同担保権の目的物である各動産の所有権は更生会社に移転し、同各動産は更生会社に引き渡される。担保権者は、管財人から要請があった後２週間以内に、同担保権の設定に関して更生会社が当時の担保権者に差し入れた動産譲渡担保差入証その他の書類を返還する。

⑷　リースに係る担保権

ア　別表９記載のリース債権に係る担保権は、その担保権に対する別表６－４「変更計画に基づく新規債権免除額」欄記載額の部分につき免除後の更生担保権の弁済が完了したときに消滅する。

イ　アの場合、同担保権の目的物であるリース物品の所有権は更生会社に移転し、同物品は更生会社に引き渡される。

３　新たに設定する担保権

変更更生計画案に基づき新たに設定する担保権はない。

４　火災保険

⑴　更生会社が別表９記載の担保権の目的物欄記載の工場財団組成物件及び建物を目的物として更生計画認可時に締結し、原更生計画に基づいて、保険期間満了後も順次更新し、その火災保険金請求権に質権（別表９）を取得している担保権者のうち、上記物件を目的物とする更生担保権を有する者に対して、更新の都度、同一内容で設定されている質権（別表11記載）は、同火災保険契約の目的である物件を目的とする更生担保権者の担保権（別表９記載）が消滅したときに消滅する。

⑵　同火災保険質権が消滅したときは、各質権者は、速やかに当該質権の解除手続をするものとし、管財人から要請があった後２週間以内に、当該質権が解除された後の保険証券を管財人に対し交付する。

第２節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、更生会社が負担する。

第６章　弁済資金の調達方法

第１節　村上秀造船からの支援

１　更生会社が新たに発行する募集株式を村上秀造船株式会社（以下「村上秀造船」という。）が引き受けることによる新株払込金1000万円

２　村上秀造船からの１億9000万円を上限とする弁済資金の借入金